

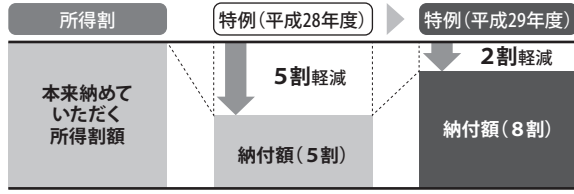
保険料の軽減率が変わります 後期高齢者医療保険料

世代間の負担の公平を図るため、29年度から保険料の軽減率が見直されました。

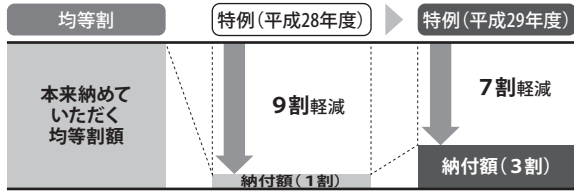
新しい軽減率による29年度の保険料額は、7月に個別に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 21・3185、3186

改定内容① 年収約153万円～約211万円の方の所得割の軽減が5割から2割に



改定内容② 元被扶養者(75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険等で被扶養者だった方)の均等割の軽減が9割から7割に



年間保険料額の比較(例)

※ 夫婦2人(被保険者)世帯で、妻が元被扶養者で年金収入が80万円以下の場合

| 夫の年金収入 | 区分 | 均等割軽減 | 所得割軽減 | 年額保険料額 | | |
|--------|----|-------|-------|----------|----------|----------|
| | | | | 28年度 | 29年度 | 比較 |
| 80万円 | 夫 | 9割 | — | 4,900円 | 4,900円 | 0円 |
| | 妻 | 9割 | — | 4,900円 | 4,900円 | 0円 |
| 153万円 | 夫 | 8.5割 | — | 7,400円 | 7,400円 | 0円 |
| | 妻 | 8.5割 | — | 4,900円 | 7,400円 | 2,500円増 |
| 168万円 | 夫 | 8.5割 | 2割 | 15,300円 | 20,000円 | 4,700円増 |
| | 妻 | 8.5割 | — | 4,900円 | 7,400円 | 2,500円増 |
| 211万円 | 夫 | 5割 | 2割 | 55,300円 | 73,600円 | 18,300円増 |
| | 妻 | 7割 | — | 4,900円 | 14,900円 | 10,000円増 |
| 222万円 | 夫 | 5割◎ | — | 112,300円 | 97,400円 | 14,900円減 |
| | 妻 | 7割 | — | 4,900円 | 14,900円 | 10,000円増 |
| 266万円 | 夫 | 2割◎ | — | 168,500円 | 158,600円 | 9,900円減 |
| | 妻 | 7割 | — | 4,900円 | 14,900円 | 10,000円増 |

- ・ 保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。
- ・ 65歳以上(当該年の1月1日時点)の公的年金等受給者については、均等割の軽減判定に用いる所得額を算出する際に、高齢者特別控除(15万円)が適用されます。
- ・ 29年度から均等割の2割・5割軽減が受けられる対象者が拡大しました。(表の◎)
- ・ あくまでも平均的な例であって、個々の条件で保険料額は異なる場合があります。

福祉のまちづくり施設整備費補助金 すべての人にやさしいまちづくりのために

市では、誰もが安全で円滑に利用することができるよう施設を整備する際、その費用の一部を補助する「福祉のまちづくり施設整備費補助金」制度を設けています。

対象建築物 市内に所在する不特定多数の方が利用する店舗等の建築物の増改築など。(バリアフリー新法の基準適合を義務づけられている施設の増改築は対象外)

対象工事 次に掲げるもので「函館市福祉のまちづくり施設整備費補助金交付要綱」に規定する整備の基準に適合させるための増改築など。

- ① 出入口の改修
- ② 受付までの廊下の改修
- ③ 階段の改修
- ④ エレベーターの設置
- ⑤ 車いす使用者用等のトイレの設置
- ⑥ 車いす使用者用駐車施設に至る通路等の改修
- ⑦ 出入口までの通路の改修
- ⑧ 洗面所の設置
- ⑨ 浴室・脱衣室の改修
- ⑩ シャワー室・更衣室の改修
- ⑪ 観覧席の車いす使用者用席に至る通路等の改修
- ⑫ 公衆電話所の設置
- ⑬ カウンター・記載台の設置
- ⑭ 案内標示板の設置
- ⑮ 改札口・レジ通路の改修
- ⑯ 授乳・おむつ換え場所の整備

※ ②③⑤⑥⑦⑨⑩⑪については、手すり設置工事のみも可
補助金額 補助限度額と実際に工事にかかる経費の2分の1を比較し、少ない方の額(1万円未満切り捨て)

【補助限度額の例】

- ・ 出入口までの通路改修 25万円
- ・ エレベーター設置 500万円(改修は150万円)
- ・ 車いす用トイレ設置 50万円(改修は25万円)
- ・ カウンター設置 10万円

※ 手続など詳しいことは、担当課へお問合せください。
お問い合わせ 地域福祉課 ☎ 21・3289

